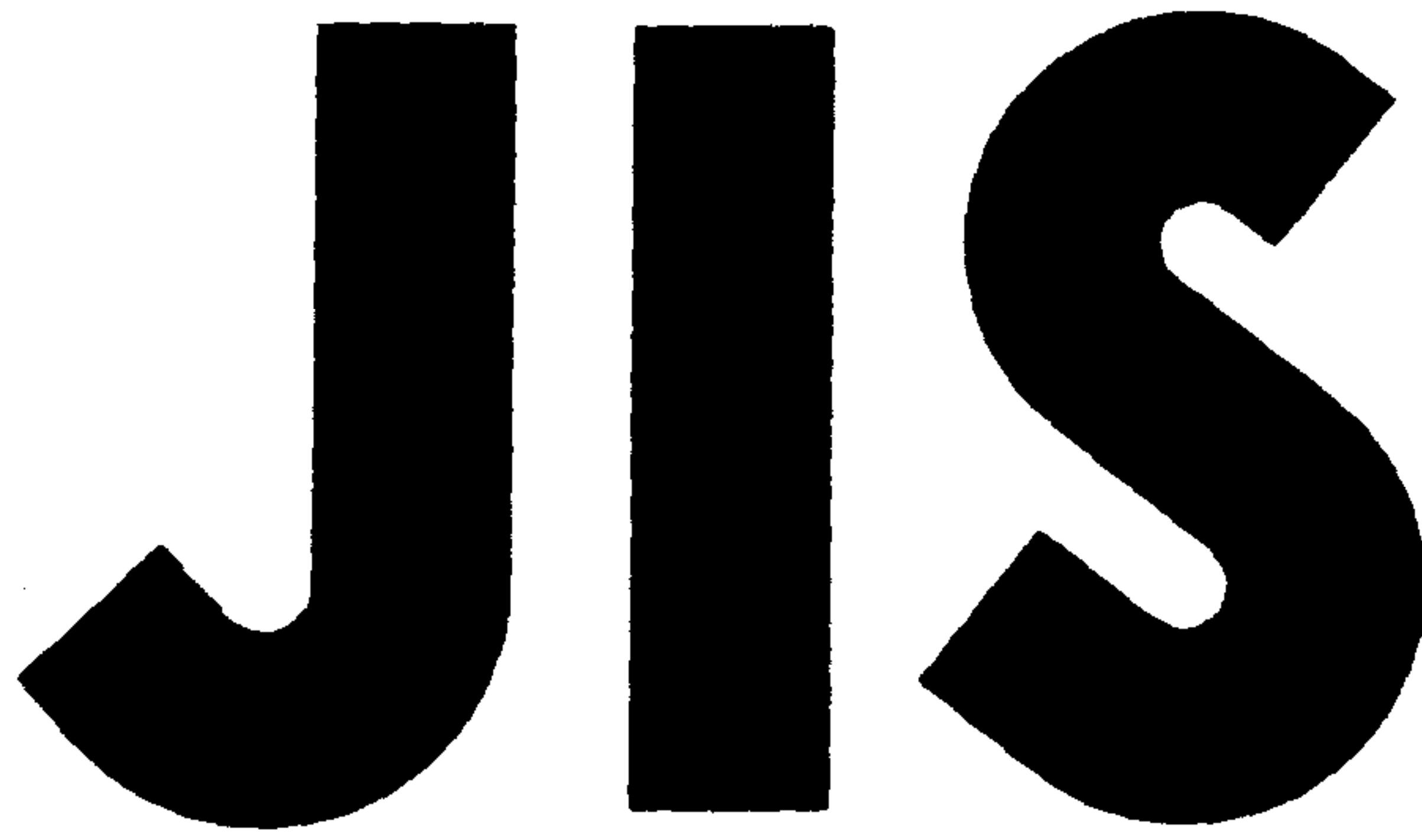


ICS 11.040.99



T 8202

一般用風速計

JIS T 8202-1997

平成 9 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 51.6.1 改正：平成 9.7.20

官報公示：平成 9.7.22

原案作成協力者：社団法人 日本保安用品協会

審議部会：日本工業標準調査会 医療安全用具部会（部会長 山中 學）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部消費生活規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1  
丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工  
業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 一般用風速計

T 8202-1997

Anemometer for general use

**1. 適用範囲** この規格は、事務所、工場、地下街などの自然換気及び人工換気における空気流の速さを測定し、風速値を指示する一般用風速計(以下、風速計といふ。)について規定する。ただし、気象用、航空機・船舶用、鉱山防爆用など、他に規格が制定されている風速計を除く。

**2. 用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- (1) **風速** 空気の流れの単位時間当たりの直線的移動距離の大きさ。
- (2) **気流温度** 測定対象の空気の温度。
- (3) **風洞装置** 風速を試験するのに十分な性能をもつ送風設備。ただし、静止した空気中で物体を運動させることによって相対的な気流を発生する装置(走行台車など)も含まれる。
- (4) **零風速** 静止した空気の風速。
- (5) **風速測定範囲** この規格に規定された精度で測定することが可能である風速指示値の範囲。
- (6) **使用温度範囲** この規格に規定された精度で風速を測定することが可能である気流温度の範囲。
- (7) **標準試験温度範囲** 風速計の試験を行う標準的な気流温度の範囲。ここでは18~28 °Cとする。
- (8) **応答時間** 測定対象の風速のある値から他の値へ瞬間的に変化させたときに、風速計の指示値が、ある指示値から他の定常状態の90 %の値に達するまでに要する時間。

**3. 性能** 風速計の性能は、次の各項の条件を満足しなければならない。

- (1) **指示精度** 5.3(1)に規定する試験を行ったとき、指示精度は、風速指示値と基準値の差が±(指示値の5%+0.1 m/s)以内であること。ただし、標準試験温度範囲のいずれの温度、風速測定範囲のいずれの風速においても、この精度が満たされること。  
また、風速測定範囲の下限での指示精度は、風速指示値と基準値の差が±(指示値の100 %)以内であること。ただし、原理的に零風速が測定できるものは除く。
- (2) **安定度** 5.3(2)に規定する試験を行ったとき、指示精度は3.(1)に適合すること。
- (3) **気流温度変化による影響** 使用温度範囲が標準試験温度範囲より広い場合には、5.3(3)(a)又は5.3(3)(b)に規定する試験を行い、その結果が以下の条件を満足すること。
  - (a) 5.3(3)(a)の方法を用いた場合、指示精度は、風速指示値と基準値の差が3.(1)に規定する値に気流温度変化による許容付加誤差( $\delta U_t$ )を加算した値を超えないこと。
  - (b) 5.3(3)(b)の方法を用いた場合には、気流温度変化による風速指示変化( $\delta U_r$ )が許容指示変化( $\delta U_m$ )を超えないこと。
- (4) **応答時間** 5.3(4)に規定する試験を行ったとき、応答時間は10秒以下であること。

**4. 構造** 風速計は、次の各項の条件を満足しなければならない。

- (1) 直読できる風速指示部をもつこと。
- (2) 方向性のあるものは、風向マークを付けること。
- (3) 風速測定範囲が風速指示部付近に明示されていること。又は指示値が風速測定範囲外になったときに警告表示